

## はじめに

近年、国際的に障害のある人の尊厳の尊重と権利の保障を明確にするなど、障害のある人を取り巻く環境が大きく変化する中、わが国では、「障害者基本法」の改正や「障害者総合支援法」の施行、「障害者差別解消法」の制定など、法制度の整備が進められております。

また、人口減少や少子・高齢社会の到来、家庭環境や地域社会のあり方が変化し、福祉に対するニーズがますます多様化かつ高度化するとともに、障害のある人の地域における自立や社会参加を求める意識が高まっております。



このような中、本市では昨年10月、県内初となる「白山市共生のまちづくり条例」を施行し、障害を理由とする差別の解消と合理的配慮の提供により、全ての市民が障害の有無にかかわらず、人格と個性を尊重し共に生きる「共生のまち 白山市」の実現に努めているところであります。

このたび、「共生のまち 白山市」の実現に向けた施策を着実に推進するため、「第3期白山市障害者計画」、「第5期白山市障害福祉計画」及び「第1期白山市障害児福祉計画」を策定し、この3つの計画の目的が分かりやすく理解できるよう「共生のまち白山プラン」と名付けました。

基本理念や目的、方向性などを示した「第3期白山市障害者計画」では、これまでの計画を継承しつつ、「白山市総合計画」や「白山市地域福祉計画」を上位計画として、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、その生涯に寄り添いながら、大きな目的である「自立」と「共生」に関するさまざまな取り組みを推進してまいります。

また、「第5期白山市障害福祉計画」と「第1期白山市障害児福祉計画」では、「自立」と「共生」のための障害福祉サービスの量や質の確保を目指してまいります。

この「共生のまち白山プラン」を基に、総合的に障害者施策の推進、充実に努めてまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

結びに、本プランの策定にあたり、アンケート調査やパブリックコメントなどを通じて貴重なご意見をいただきました市民及び関係団体の皆様、並びに熱心なご審議を賜りました白山市障害者計画策定委員会の皆様に対し、心から感謝を申し上げます。

平成30年3月

白山市長 山田 憲 昭